

「法学論文ゼミ」中大法学部の橋本先生からお題が出されました！！

その1

問題

A は、B 市内において、在日韓国人・朝鮮人、中国人(以下「本邦外出身者という」。)などが、わが国の利益を害する行動を行っているとして、誹謗中傷を繰り返し行っている団体である。A は、これまでも、本邦外出身者を誹謗中傷し、汚い言葉で罵るような活動を行ってきており、B から再三にわたり街宣活動を中止するよう申し入れを受けてきており、「B 市ヘイトスピーチ防止条例」(下記参照)により、A の実名が公表された経緯がある。

A は、「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題して、B 市が設置している市民ホール(条例によって指定管理者 C が運営している)の使用申請を行ったところ、B 市は、B 市民ホール設置条例第 10 条(下記参照)を根拠に、申請に対して不許可処分を下した。

A は、この処分が条例の解釈運用を誤ったものであり、また憲法 21 条 1 項に違反して無効なものであることを理由に国家賠償法 1 条による損害賠償を求めたとする。

以上のような事実を前提にして、

- ① A,B それぞれの側はどのような主張を行うことが可能かを述べ、
- ②本件事例で A の訴えが認められるか論じなさい。

(結論を導き出す際、自分とは異なる主張の根拠を挙げ、これらに反論する形で論じてください。また、単に法律論にとどまらず、この問題の背景にある社会状況などにも配慮しながら論じてください)。

【資料 1】B 市ヘイトスピーチ防止条例

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第 12 条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者(法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。)をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

(勧告)

第 13 条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせるはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、B 別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第 14 条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせるはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、B 市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第 15 条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、B 市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する B 市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第 16 条 市長は、公の施設(市が設置するものに限る。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第 17 条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動(他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。)のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者

その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第 11 条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、B 市差別防止対策等審査会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

【資料 2】B 市民ホール設置仮条例

第5条 ホールの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、第5条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

その2

問題

公立の A 小学校では、東京オリンピックの観戦を正規の授業に組み込んでいる。これに対して児童 B とその両親 B1, B2 は、観戦当日 B を出席させなかったため、A 小学校は、B を欠席扱いにした。

この扱いにより、B 及び B1、B2 は精神的苦痛を被ったとして、損害賠償の請求(国家賠償)を行ったとする。このとき、B、B1、B2 の側ではどのような主張を行うことができるのか。また、この訴えは認められるだろうか。